

## 長野県における最低賃金改定の推移

	地域別最低賃金		特定最低賃金							
	長野県最低賃金		計量器等最低賃金 ※1		はん用機械器具等最低賃金 ※2		各種商品小売業最低賃金		印刷、製版業最低賃金	
年度	時間額(円)	発効年月日	時間額(円)	発効年月日	時間額(円)	発効年月日	時間額(円)	発効年月日	時間額(円)	発効年月日
15	646	14.10.1※3	746	15.11.27	757	15.11.27	723	14.12.31※4	732	12.12.31※5
16	647	16.10.1	748	16.11.27	759	16.11.27	724	16.12.31	732	— ※6
17	650	17.10.1	752	17.11.27	763	17.11.27	726	17.12.31	734	17.12.31
18	655	18.10.1	757	18.11.27	769	18.12.14	730	18.12.31	736	18.12.31
19	669	19.10.21	767	19.12.15	779	19.12.19	739	19.12.31	738	19.12.31
20	680	20.10.16	775	20.12.14	787	20.12.13	746	21.1.16	742	20.12.31
21	681	21.10.1	777	21.12.5	789	21.12.5	747	21.12.31	743	21.12.31
22	693	22.10.29	783	22.12.11	794	22.11.27	751	22.12.31	746	22.12.31
23	694	23.10.1	785	23.11.27	796	23.11.27	753	23.12.31	747	23.12.31
24	700	24.10.1	790	24.12.28	801	24.12.28	756	24.12.31	747	—
25	713	25.10.19	798	25.12.19	809	25.11.30	763	25.12.31	747	—
26	728	26.10.1	810	26.11.28	821	26.11.27	773	26.12.31	747	—
27	746	27.10.1	823	27.11.27	834	27.11.27	786	27.12.31	747	—

※1 「計量器等最低賃金」は、「計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業最低賃金」が正式名称です。

※2 「はん用機械器具等最低賃金」は、「はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金」が正式名称です。

※3 平成15年度欄に平成14年10月1日の記入がされていますが、平成15年度は金額改定されていません。

※4 平成15年度欄に平成14年12月31日の記入がされていますが、平成15年度は金額改定されていません。

※5 平成15年度欄に平成12年12月31日の記入がされていますが、平成12年度から平成16年度まで金額改定されていません。

※6 発効年月日の「—」は、当該年度に金額改定がないものです。